

入 札 条 件

第1章 総則

(目的)

第1条 和歌山市企業局経営管理部契約課所管の契約に係る指名競争入札及び一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、和歌山市公営企業契約規程その他法令に定めるもののほか、この条件の定めるところによるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、和歌山市公営企業契約規程第2条第2号に基づき不納付とする。

(入札等)

第3条 入札書は、市企業局の指定様式により入札に付する事項ごとに作成し、記名押印の上、所定の時刻までに持参し、入札箱に投入すること。なお、郵便、信書便又は電送による入札は認めない。

- 2 代理人が入札を行う場合は、入札時に入札権限を委任された旨を記載した委任状を入札に付する事項ごとに作成し、提出すること。
- 3 代理人が入札を行う場合の入札書には、入札参加者本人の住所氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名）の下に「代理人氏名」を記載し、必ず委任状と同一の印鑑を押印すること。
- 4 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(指名競争入札における辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより届け出なければならない。この場合において、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
 - (1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約課に直接持参すること。
 - (2) 入札執行中であつては、入札を辞退する旨を入札担当職員に告げ、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入せずに入札担当職員に直接提出すること。
- 3 前項の規定によらずに入札を棄権した者は、棄権した理由等を記載した始末書を作成し、契約課に提出しなければならない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」の規定に抵触する次の行為を行ってはならない。

- (1) 入札参加者が互いに連絡を取り合い、自主的に判断して入札価格や入札意思を決定すべきところを共同して決定し、有効な競争が行われないような状態をもたらすこと。
 - (2) 他の入札参加者が行う入札の行為を妨害すること。
- 2 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 指名競争入札において、入札参加者が1人の場合には、入札を取りやめる。

- 2 天災等の不可効力により、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- 3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (3) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札
- (7) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 工事費内訳書（建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント業務費内訳書をいう。以下同じ。）を提出しない者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に反する入札

(錯誤による入札)

第8条 錯誤を理由とする入札の無効の申出は認めない。ただし、入札金額の桁を取り違えて記載した表示上の錯誤である場合は、この限りでない。

(入札の失格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 予定価格を事前に公表した場合、当該価格を上回った入札を行った者
- (2) 最低制限価格又は失格価格（以下「最低制限価格（失格価格）」という。）を設けた場合、当該価格を下回った入札を行った者
- (3) 低入札価格調査基準価格を下回る入札において、提出期限までに第22条に定める資料の提出を行わない者

(落札者の決定)

第10条 工事又は製造その他についての入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格（失格価格）を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格（失格価格）以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格（失格価格）以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、金額に関わらず、落札者となった者は、工事期間中に契約課が実施する現場施工体制等の調査に協力しなければならない。

- 2 工事又は製造その他について、あらかじめ最低制限価格（失格価格）を設けていない場合においてもその価格の妥当性を確認するための調査及び審査を行うことがある。この場合におけ

る落札者の決定についての考え方は、最低制限価格（失格価格）を設定した場合と同様である。

（低入札価格調査）

第11条 低入札価格調査基準価格を下回り、かつ失格価格以上の入札が行われた場合、落札者の決定を保留の上入札を終了し、当該入札をした者に対して低入札価格調査を行う。

2 低入札価格調査においては、市企業局の行う調査に協力しなければならない。

3 低入札価格調査の結果によっては、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とはならないことがある。

（低入札価格調査を行う者のうち最低価格の入札者が2人以上ある場合の調査）

第12条 前条第1項に規定する低入札価格調査を行う者のうち、最低価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、低入札価格調査を行う者の順を定める。

2 低入札価格調査の結果、当該調査を行った者を落札者とする場合は、前項の規定により定めたその者以降に調査を行う順位の者に対しての低入札価格調査は行わない。

3 低入札価格調査の結果、当該調査を行った者を落札者としなない場合は、第1項の規定により定めたその者の次に調査を行う順位の者に対して低入札価格調査を行う。

4 第1項に規定する場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第13条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施することができる。ただし、指名競争入札において、再度入札参加資格者が1人になった場合は、当該入札を打ち切る。

2 第7条第1号、同条第2号、同条第6号、同条第7号又は同条第10号に該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

（落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約の保証）

第15条 落札者は、契約金額が1,000万円以上である場合には、契約締結時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(3) 銀行や市企業局が確実と認める金融機関による保証

(4) 定額てん補方式による履行保証保険契約の締結（なお、この保証を付したときには、この保険契約締結後、直ちにその保険証券を市企業局に寄託しなければならない。）

(5) 損害保険会社の公共工事履行保証証券による保証

(6) 無記名式利付国債又は地方債の担保

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額、保険金額又は額面金額は、契約金額の10分

の1以上としなければならない。

(契約書等の提出)

第16条 落札者は、市企業局指定の契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、書面により契約課の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失うものとする。

3 前項に規定する場合において、その事由が落札者の責めに帰すべき事由によるときは、落札者は落札金額の100分の5に相当する額の違約金を和歌山市企業局に支払わなければならない。

(技術者の専任配置等)

第17条 落札者が工事現場に専任で置かなければならない技術者については、次に掲げるところによる。この場合において、専任とは、他の工事現場の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐若しくは建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第7条第2号に規定する営業所ごとに置くべき営業所技術者又は建設業法第15条第2号に規定する営業所ごとに置くべき特定営業所技術者(以下、「営業所技術者等」という。)との兼務を認めないことを意味し、専任の技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

(1) 専任の技術者を置かなければならない工事は、工事一件の請負代金額が4,500万円(建築工事にあつては、9,000万円)以上又は予定価格が4,500万円(建築工事にあつては、9,000万円)以上の工事

(2) 専任の監理技術者又は監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書き第2号による監理技術者の配置必要)を置かなければならない工事は、下請代金総額が5,000万円(建築工事にあつては、8,000万円)以上又は予定価格が6,000万円(建築工事にあつては、9,000万円)以上の工事

2 入札者は、前項に規定する技術者を当該工事現場に専任で置くことができない場合は、入札を辞退しなければならない。

3 落札者が工事現場に配置しなければならない監理技術者については、予定価格が6,000万円以上の工事とする。

4 入札者は、前項に規定する技術者を当該工事現場に配置できない場合は、入札を辞退しなければならない。

5 専任の主任技術者については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、他の工事の主任技術者を兼務することができる。

(1) 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

(2) 兼務する工事の件数が2件であること。

(3) 兼務する工事現場間の直線距離が10km以内であること。

(4) 兼務する工事がすべて国、県、市町村等が発注する工事であること。

(5) 兼務する工事双方の監督職員に、主任技術者の兼務について書面により承諾を得ること。

6 専任の主任技術者又は監理技術者については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第

1 項の規定にかかわらず、他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。（専任特例 1 号監理技術者等）。ただし、工事途中で請負金額（税込）が 1 億円以上（建築一式工事は 2 億円以上）となる場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降専任の主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

- (1) 予定価格（設計金額）（税込）が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- (2) 工事現場間の距離が 1 日の勤務時間内で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道 2 時間以内であること。
- (3) 下請け次数が 3 を超えていないこと。
- (4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の実務経験が 1 年以上あるもの。
- (5) CCUS 等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- (6) 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督職員に提出したうえで工事現場毎に備えておくこと。
- (7) 映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）の設置かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼務する工事の件数が 2 件を超えないこと。
- (9) 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
- (10) 兼務する工事双方の監督職員に、監理技術者等の兼務について書面により承諾を得ること。

7 専任の監理技術者については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第 1 項の規定にかかわらず、他の工事の監理技術者を兼務することができる。（専任特例 2 号監理技術者）

- (1) 兼務する工事の件数が 2 件までであること。
- (2) それぞれの工事現場に、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を配置させること。
- (3) 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
- (4) 兼務する工事双方の監督職員に、監理技術者の兼務について書面により承諾を得ること。

8 同一の主任技術者又は監理技術者が、第 6 項の規定による工事現場と前項の規定による工事現場を兼務することはできない。

9 営業所技術者等については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第 1 項の規定にかかわらず、他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。ただし、工事途中で請負金額（税込）が 1 億円以上（建築一式工事は 2 億円以上）となる場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降専任の主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。また、同項の規定は、第 6 項及び第 7 項の規定を適用する場合を除く。

- (1) 予定価格（設計金額）（税込）が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- (2) 営業所と工事現場の距離が 1 日の勤務時間内で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道 2 時間以内であること。
- (3) 下請け次数が 3 を超えていないこと。

- (4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の実務経験が1年以上あるもの。
- (5) CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- (6) 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督職員に提出したうえで工事現場毎に備えておくこと。
- (7) 映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）の設置かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼務する工事の件数が1件を超えないこと。
- (9) 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
- (10) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
- (11) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（施工体制台帳及び施工体系図の提出等）

第18条 落札者は、下請契約の有無に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを工事を所管する課に工事着手までに提出するとともに、施工体制台帳については工事現場ごとに備え置き、施工体系図にあつては、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。なお、提出部数は2部とし、内1部は契約課用とする。

2 前項に規定する施工体制台帳には、契約金額を記入した全ての下請契約書の写しを添付しなければならない。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について）

第19条 落札者は、当該工事が建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。本条において「建設リサイクル法」という。）の対象とする建設工事に該当する場合は、落札後速やかに建設リサイクル法第12条に規定する説明を行い、同法第13条に基づく書面を作成してこれを相互に交付しなければならない。ただし、落札価格により同法が規定する対象建設工事に該当しなくなった場合は、この限りでない。

（異議の申立）

第20条 入札をした者は、入札後、この入札条件、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（工事費内訳書の提出）

第21条 第1回の入札に際して、第1回の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとする。この場合において、工事費内訳書を提出しないで行った者の入札は、第7条第8号の規定により無効とする。

2 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

3 提出される工事費内訳書は、返却しないものとする。

第2章 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行う者に係る特記入札条件（予定価格が1億円以上の工事について適用する。）

(資料の提出及び入札の失格)

第22条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、次の各号に定める資料を指定された提出期限までに契約課へ提出しなければならない(いかなる理由であろうとも、これに遅延した場合は失格とみなす。)。この場合において、所定の資料を何ら提出しない者の行った入札は失格とし、提出書類に不備不足があるものは減点の対象とする。

- (1) 積算の内訳(要件:設計図書全ての項目について自社の見積金額の記載を要する。)
- (2) 全ての一次下請に関する見積書の原本(工事にあつては、工事概要の記載を要する。)
- (3) 使用資材についての購入に関する見積書の原本(電話照会、実績等の資料は認めない。)
- (4) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費並びにプラント工事にあつては据付間接費及び設計技術費(以下「諸経費」という。)の各項目別内訳金額(積算根拠の記載を要する。)

(5) 低入札価格調査に関する様式

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 調査対象工事に関連する手持工事の状況
- ウ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- エ 労務者の確保計画
- オ 下請予定業者届出書
- カ 調査対象工事に使用する手持資材の状況
- キ 資材購入先一覧
- ク 配置予定技術者等名簿
- ケ 調査対象工事に使用する手持機械の状況
- コ 建設副産物の搬出地

(6) 工程表

- 2 前項に規定する資料については、提出後における追加又は訂正は、一切認めない。
- 3 第1項に規定する資料は、工事番号及び工事名等を記載し、記名した表紙を付けて、A4版ファイルにとじて提出するものとする。この場合において、提出した資料は返却しない。

(諸経費の積算)

第23条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行う者は、諸経費の積算に当たっては、諸経費を構成する各項目における内容について積み上げによる積算を行うものとし、低入札価格調査においては、第22条第1項第4号の書面により、金額及び根拠を説明しなければならない。なお、各項目を積上計上とせず、一式計上のみとしているもの及び不足額(会社補填)としてマイナス計上しているものは認められない。

- 2 前項に規定する諸経費の積算は、土木工事標準積算基準書、公共建築工事積算基準書、下水道用設計標準歩掛表、水道事業実務必携、工業用水道実務必携等の各基準書に定める各々の項目及び内容について行うものとする。

(落札者としめない場合の基準)

第24条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者に対する調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、その者を落札者としめない。

- (1) 第22条第1項に規定する資料が不足している場合又は要件を満たしていない場合
- (2) 第22条第1項に規定する資料の内容又はその内容についての説明が、次に掲げる事項に

該当すると認められる場合

- ア 提出した直接工事費の内訳に金額の違算があり、その違算金額の絶対値の合計が入札金額の1.5%以上となった場合
 - イ 提出した諸経費の内訳に金額の違算があり、その違算金額の絶対値の合計が入札金額の1.5%以上となった場合
 - ウ 低入札価格調査の結果、合格基準点（設問全体の65%の得点率）を下回った場合
 - エ 積算の内訳について、その金額の算出根拠が明らかでない又は一括計上されている場合
 - オ 積算の内訳が、専門工事（建設業法第2条第1項に規定する別表の上覧に掲げる建設工事のうち、一式工事を除いた工事をいう。以下同じ。）を自社施工しないこととしている場合において、下請との間に専門工事に係る下請契約を締結せずに、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。）第4条第1項で禁止している下請から労務の提供のみを受けて工事を完成することとして積算の内訳を作成している場合
 - カ 専門工事を自社施工せずに一次下請から数次の下請に施工させることとして積算の内訳を作成している場合において、元請及び一次下請並びに更に下位下請の当該現場における管理部門の役割を明確に説明できない場合
 - キ 当該現場に配置する現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の人件費、雇用保険料、健康保険料等の必要経費が計上されていない場合
 - ク 配置予定技術者と元請との雇用関係が確認できない場合
 - ケ 配置予定技術者が、他工事の専任技術者又は現場代理人で配置されていることが明白である場合
 - コ 下請又は使用資材に係る見積記載金額を自社積算に反映していない場合
 - サ 積算の内訳が、専門工事を自社で雇用する従業員で施工することとしている場合において、元請と従業員の雇用関係が確認できない場合
 - シ 下請予定業者、資材納入業者等に対して聞き取り調査を行った結果、これらの業者が不当に低額で見積書を作成させられたことが明白であると認められる場合
- (3) 施工計画書又は施工要領書に記載すべき必須事項や元請として当然に把握すべき、工程管理、安全管理、品質管理、施工方法等について、具体的な説明が得られない又は説明に妥当性がない場合
- (4) 諸経費の積算について、前条に規定する要件を満たしていない又は適切な説明が得られない場合
- (5) 第21条に規定する工事費内訳書の各項目ごとの金額と、第22条第1項に規定する積算内訳の直接工事費、諸経費の各項目ごとの金額及び合計額に整合性が認められない場合
- (6) 過去1年以内に賃金不払い等で労働基準監督署から検察庁への書類送検を受けている場合
- (7) 過去1年以内に建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断がくだされた場合（ただし、和解的仲裁判断を除く。）

（異議の申立）

第25条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査の内容及びその結果について、入札条件、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てるこ

とはできない。

(落札者となった場合の取扱い)

第26条 低入札価格調査の結果、落札者となった者は、当該工事の完成後、第22条第1項に定めた低入札価格調査時に提出した積算資料と工事完成後の完了実績を対比するための資料を作成して速やかに提出しなければならない。この場合において、発注者が必要と認めた場合は、下請代金の支払状況、支払の時期等についての資料を作成し、調査を受けなければならない。

2 前項に規定する調査資料の書式は、別に定める。

3 第18条の適用を受ける。

4 第22条第1項第5号オの下請予定業者が、やむを得ず変更となる場合は、契約課に下請予定業者変更届出書を提出すること。この場合において、発注者が必要と認めた場合は、再度ヒアリング等調査を受けなければならない。